

川口市立医療センター準夜勤看護補助者人材派遣業務に係る

プロポーザル募集要項

1 目的

この要項は、川口市立医療センター準夜勤看護補助者の人材派遣業務について、業務全般に関して最も適正な企画力、技術力、実施体制及び実績をもった事業者をプロポーザル方式により選定するため、その実施方法等必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

- (1) 業務名 川口市立医療センター準夜勤看護補助者人材派遣業務
- (2) 業務場所 川口市立医療センター 病棟（川口市大字西新井宿 180 番地）
- (3) 履行期間 令和5年3月1日から令和6年3月31日まで
※令和5年3月1日から令和5年3月31日を業務準備期間とする
契約期間は一年度を単位として毎年度更新できるものとし、最初の契約年度を含め最長5か年度とする。ただし、毎年度仕様及び金額の見直しを図るものとする。
- (4) 業務内容 別紙「川口市立医療センター準夜勤看護補助者人材派遣業務に係る仕様書」のとおり
- (5) 提案上限金額 86,780,000円（消費税及び地方消費税を含む）
（※うち令和4年度は、6,199,000円とする。）
 - ・この金額は、令和6年3月31日までの金額とし、令和5年度に係る予算については、予算が成立したときに効力が生じるものとする。
 - ・提案上限金額を超えた見積額は無効とする。

3 実施形式

公募型プロポーザル方式で実施する。

4 スケジュール

| 内容 | 期間・期日等 |
|--------------|---------------------------------------|
| 募集要項等の告示 | 令和4年11月9日（水）から |
| 参加申込受付期間 | 令和4年11月9日（水）から 令和4年11月22日（火）午後5時まで |
| 質問受付期間 | 令和4年11月9日（水）から 令和4年11月22日（火）午後5時まで |
| 質問回答期限日 | 令和4年11月25日（金） |
| 企画提案書等の提出 | 令和4年12月2日（金）午後5時まで |
| 選考日 | 令和4年12月13日（火） |
| 契約候補事業者決定の通知 | 令和4年12月20日（火）（予定） |
| 契約締結 | 令和5年1月中旬（予定） |

5 参加資格

次の要件全てに該当する者とする。なお、参加資格の確認基準日は、参加申込書の提出日とする。

- (1) 令和4・5年度川口市入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 法人税、消費税及び地方消費税に未納がないこと。
- (3) 川口市有資格業者に対する指名停止等の措置基準の規定による指名停止措置の期間中でないこと。
- (4) 川口市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱の規定による指名除外措置の期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく会社更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づく清算の開始または破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 過去3年の間に、国や地方公共団体またはその他の公共団体で同種業務又は類似業務の実績があること。
- (8) 提出書類の記載内容に虚偽がないこと。

6 質問

本募集要項及び「川口市立医療センター準夜勤看護補助者人材派遣業務仕様書」の内容について質問がある場合は、次のとおりとする。

(1) 質問方法

質問書【様式第3号】に質問事項を記載し、ファイル名を「(法人名) 看護補助者プロポーザル質問 1 (2,3...)」に変更のうえ、川口市立医療センター病院総務課のメールアドレスに送付する。なお、電話での質問及び質問受付期間外の質問は一切受け付けないものとする。

(2) 質問受付期間

令和4年11月9日（水）から令和4年11月22日（火）午後5時までとする。

(3) 回答

全ての質問に対する回答は、令和4年11月25日（金）を回答期限日として、参加者全員に電子メールにて回答することとする。なお、質問内容に質問者を特定できる記載がある場合は、回答しない。

7 参加申込手続

参加を希望し、参加資格を満たす者は、次のとおり書類を提出する。

(1) 受付期間

令和4年11月9日（水）から令和4年11月22日（火）午後5時まで（必着）とする。なお、持参により提出する場合の受付時間は、土日祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

(2) 提出方法

持参または郵送とする。郵送の場合は、書留郵便その他の配達記録の確認ができる方法によることとし、郵便事故等についての異議申立て等は受け付けないものとする。

(3) 提出書類

- (ア) プロポーザル参加申込書【様式第1号】※押印不要
- (イ) 法人の概要を示す書類（任意書式。最新のパンフレット等も可とする。）
- (ウ) 業務実績表【様式第5号】

(エ) 労働者派遣事業許可証の写し

8 企画提案書等の提出

(1) 提出期間

令和4年12月2日(金)午後5時までとする。なお、持参により提出する場合の受付時間は、市の休日を除く日における午前9時から午後5時までとし、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後5時必着とする。

(2) 提出方法

持参または郵送とする。なお、郵送の場合は、書留郵便その他の配達記録の確認ができる方法によることとし、郵便事故等についての異議申立て等は受け付けないものとする。

(3) 提出書類

別紙1「川口市立医療センター準夜勤看護補助者人材派遣業務に係る企画提案書等作成基準」に従って次の2点を作成するものとする。

- ・企画提案書
- ・見積書【様式第6号】

(4) 提出先

15の事務局とする。

9 選考

(1) プレゼンテーションにより実施する。

(2) 時間は、説明と質疑応答を併せて30分とする。

(3) 説明は、事前に提出した企画提案書に沿って口頭で行うものとし、プロジェクターは川口市立医療センターで用意するものとする。(インターフェースはHDMI)

(4) 入室は3名程度とし、本業務受託後に実務を担当する主任責任者が説明を行う。事情により、他の者が説明を行う場合は、主任責任者が同席することとする。

(5) プレゼンテーション実施中は、他の事業者は会場に入室できない。

(6) 評価の判断ができない場合には、別途聴き取りを実施する。

10 選定方法

(1) 別紙2「川口市立医療センター準夜勤看護補助者人材派遣業務に係るプロポーザル評価基準」に基づき、選定委員が提案に対する評価を行う。

(2) 選定委員による評価の集計を行い、評価点の合計が最も高い提案者を優先交渉権者とし、交渉を行うものとする。ただし、その提案者と合意に至らない場合は、評価点の高い順に交渉を行うものとする。

(3) 評価点の合計が同点の場合は、見積書の金額が低い提案者を優先するものとする。

(4) 次の事項のいずれかに該当する提案者は失格(選定対象から除外)とするとともに、その参加申込書及び企画提案書等を無効とする。

ア 提出期間外に企画提案書等を提出した者

イ 企画提案書等に虚偽の内容が記載されている者

ウ 選定の公平性を害する行為があったと選定委員会が認めた者

エ 見積書の金額が見積限度額を超えている者

1 1 選定結果の通知・公表

選定結果については、令和4年12月20日（火）以降に、プロポーザル選定結果通知書【様式第7号】で通知する。なお、優先交渉権者として特定されなかった場合、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができるものとする。

1 2 提出された書類等について

- (1) 提出された書類等は返却しない。
- (2) 提出された書類等は、このプロポーザルに係る選定以外には使用しない。ただし、情報公開請求があった場合は、川口市情報公開条例に基づき、第三者に開示することがある。
- (3) 提出後の訂正や差替えは、川口市から指示があった場合を除き認めない。

1 3 契約条件

- (1) 優先交渉権者と、業務内容、仕様書、経費等について交渉を行ったうえで、再度見積書の提出を求め、契約を締結する。
- (2) 契約保証金は、川口市契約に関する規則第19条により契約金額の100分の10以上の納付となる。ただし、川口市契約に関する規則第20条に該当する場合は契約保証金を免除する。
- (3) 事業の実施に際して個人情報を取得したときは、川口市個人情報保護条例の規定に基づき、これを適切に取り扱うものとする。
- (4) その他契約に関する条項は川口市契約に関する規則に定めるところによる。

1 4 その他

- (1) このプロポーザルにかかる費用は、すべて提案者の負担とする。やむを得ない理由によりこのプロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を川口市に請求することはできないものとする。
- (2) 参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、プロポーザル辞退届【様式第2号】を提出すること。
- (3) 企画提案書の著作権は、その企画提案書を作成した者に帰属するが、契約相手となった者の企画提案書については、事前に通知することにより川口市が無償で使用できるものとする。
- (4) 選定後または契約締結後に、優先交渉権者の企画提案書における虚偽内容の記載または選定の公平性を害する行為があったと判明した場合は、優先交渉権の取消または契約を解除することがある。
- (5) 提案者が1者のみの場合であっても、評価を行うものとする。

1 5 書類等提出先、及び問い合わせ先

川口市立医療センター 事務局 病院総務課

所在地 〒333-0833 川口市大字西新井宿180番地

電話 048-287-2525 内線2211

e-mail 170.01000@city.kawaguchi.saitama.jp